

### 1.税理士って、何をしてるの

皆さん、「税理士」って、知っていますか？その名の通り、企業や個人経営者の依頼を受け、税金の計算や書類の作成などを行う、税務のスペシャリストです。

皆さんの身近な税金といえば、消費税ではないでしょうか？買い物などで消費する場合、100円あたり5円の税金がかかります。普段の何気ない買い物でも、知らず知らずのうちに税金を払っているわけです。消費税なら、どこで何を買っても一律5%の税率で税金を支払うわけですから、非常にわかりやすい話です。しかし、現実には消費税以外にもたくさんの種類の税金が存在し、その税率や納付方法は多種多様で、非常に複雑です。だからこそ、税理士という職業が必要とされるのです。

税理士でない者が税金の指導を行うことは法律で禁止されています。医者でない者が医療行為を行う法律で罰せられるのと同じことです。

税理士は税金の専門家、即ち納税者が税金に関して何か問題があったら、その都度相談に乗ってくれて、トラブルを解決してくれたり、税金に関するややこしい手続きを代行してくれたり、助けてくれたり…つまりそれが税理士の仕事なのです。

日々の仕事内容は、基本的に顧問契約を締結している顧客の元へ月一度、訪問します。そこで、会計伝票をチェックしたり、請求書、領収証をチェックします。はっきり言ってそのへんは、地味な仕事です。訪問時に、経営者と面談し、経営者の抱えている悩みや会社の問題点を聞き出し、解決策と一緒に考えていきます。資金繰り、借入れ対策、後継ぎ問題等も相談されることもあります。

また、法人なら年1回（会社によって決算月は違う）、個人なら2月から3月に、1ヵ月、決算作業を行い、税金を計算し申告をおこないます。この作業は専門的な知

識が必要であり、法令に基づいた正しい納税金額を算出します。税理士の腕の見せどころであり、顧客も私たち税理士に期待しているところだと思います。会計ソフトを使って試算表までは作成できる顧客はたくさんありますが、税金計算までとなると、ほとんどのところが、自力では無理だと思います。

もう一つ、税理士の重要な仕事に税務調査の立ち合いがあります。基本的に顧客に対して3～5年に一度の割合で税務署から立ち入り調査が入ります。そこで、会計処理は適正であったか、税法の適用に誤りはなかったのか等を調べられます。もう少し、突っ込んだ話になると、不正（売上を計上しないで、個人で使い込んでいないか、経費の水増し、架空人件費）がないか疑いの目で見られ調べをうけることもあります。顧客は何も悪いことはしていないけれど、税務署は怖いというイメージがあるので不安になります。そこで税理士が頼りにされるわけです。ただ、実際の税務署の職員は、だいたい常識を持たれた方々で、世間一般に持っている税務署のイメージとは違っていると思います。ただ、調査の立ち合いはすぐに慣れるものではありませんので、自分で場数を踏んで経験を積んでいくしかないと思います。学校や専門書でも勉強できる税法の知識とは少し勝手が違うと思います。



### 2.税理士になるには

税理士になるための方法の一つとして、税理士試験に合格することができます。受験資格は、少し複雑ですので、国税庁のホームページで確認してください。

<http://www.nta.go.jp/sonota/zeirishi/zeirishishiken/zeirishi.htm>

私の場合は、商学部でしたので、2回生終了時で、「法律学又は経済学に属する科目を含め62単位以上を取得した者」という受験資格をクリアしました。

税理士試験は、例年8月第2週の火、水、木の3日間、全国12の地方都市で実施されています。

税理士試験の最大の特徴は科目合格制度を取っていることです。多くの試験は、一回の試験で全ての科目に合格しなくてはなりませんが、税理士試験は、一科目ごとの合格も可能です。しかも、一回合格した科目は生涯有効となります。ですから、受験回数を重ねていけば、非常に合格しやすい試験だと言えます。また、一年に一科目ずつ受けていくことも可能なので、ゆっくりとしたペースで勉強しても合格可能な試験だと思います。

もう一つの特徴は、選択科目の選択の幅が広いということです。必須科目もありますが、11科目中、5科目合格すれば、税理士の資格を得ることができます。

会計科目の簿記論及び財務諸表論の2科目は必須科目です。この2科目には絶対に合格しなくてはなりません。税法科目のうち、所得税法と法人税法は選択必須科目になっています。このうちのいずれかは必ず選択しなくてはなりません。勿論、両方を選択することも出来ます。税法科目のうち、相続税法、消費税法、酒税法、国税徴収法、住民税、事業税、固定資産税は選択科目になっています。ただし、消費税法と酒税法、事業税と住民税はそれぞれどちらかしか選択することができません。（詳しくは国税庁の税理士試験情報のページをご覧ください。）

選択したこの5科目に合格することで、税理士となる資格を有するわけです。しかし、税理士試験に合格しただけでは、税理士になることはできません。日本税理士会連合会に備える税理士名簿に登録しなければなりません。税理士の登録には2年以上の実務経験が必要です。実務経験は合格の前でも認められるので、受験勉強を始める前や、受験期間中に実務経験を積むことも出来ます。税理士会に登録したら晴れて税理士となり、税理士の業務を行うことが出来ます。

私が税理士という職業を初めて意識したのは、大学受験の時でした。当時、どこの大学に行くべきか考えていましたが、大学そのものよりもその先の将来就くべき職業を決めた上で、大学を決めた方が良いと思いました。図書室にあった色々な職業を紹介している本で税理士という職業を知り、試験制度などもコツコツ型の自分の性格に合っていると思い、税理士を目指そうと決め、商学部に進学しました。入学してすぐに簿記の勉強を始め、日商簿記2級を取得しました。大学3回生の9月から税理士の専門学校にも通い、大学4回生の時に簿記論と財務諸表論に合格し、卒業と同時に今の会社に就職しました。

働きながら夜には専門学校に通い、残りの法人税法、相続税法、消費税法を合格するのに、結局6年かかりました。私が所属している税理士法人は、堺市に本社があり、日本全国6ヶ所に支店を持つ規模の大きい法人です。税理士は私以外に30人ほど在籍しており、グループとして司法書士、社会保険労務士、コンサルタントの法人を持ち、顧客の発展のために互いに連携して業務をおこなっています。

次号の139号に続きます

